医政発 0511 第 7 号 令和 5 年 5 月 11 日

一般社団法人 日本看護学校協議会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」 の一部改正について(通知)

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年9月30日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。)が公布され、同年10月1日から施行されたところです。本改正省令により、大学通信制教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)が改正され、通信教育の授業をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することが可能であることとされました。このように、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所を取り巻く状況の変化に対する対応と学生支援体制をより充実させることを目的に、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部を別紙のとおり改正し、令和5年6月1日より適用することとしましたのでその旨通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る 留意事項について」(平成6年2月23日付け健政発第145号)の通知は廃止し ます。

つきましては、内容についてご了知願います。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。